

日時場所 令和3年4月20日 午後2時00分 日光市役所本庁舎 大会議室

出席農業委員	11名
	1番 福田絹江 2番 石下富士男 3番 青木 渡 4番 高橋和子
	5番 高橋久美子 6番 江連一彦 7番 田井 哲 8番 柴田美代子
	9番 吉原廣康 10番 星 一徳 11番 増 渕 勝
欠席農業委員	なし
出席推進委員	18名
	12番 川村耕一 14番 齋藤 薫 15番 福田隆徳 16番 加藤英利
	17番 早川文子 18番 小池 毅 19番 柏木 武 20番 神山順治
	21番 福田重勝 22番 岡部正一郎 23番 八木澤 清 27番 谷野三枝
	28番 福田登美子 30番 神山隆治 31番 福田吉男
	32番 阿久津正信
欠席推進委員	13番 渡邊清美 25番 高村 充 24番 福田正文
傍聴人	なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第9号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第10号 農地法第18条（通知）について
- 第5 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第7 議案第21号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
- 第8 議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

また、推進委員の渡邊清美委員、福田正文委員、高村充委員から欠席する旨の届出が出ております。また、小池毅委員から遅れて来る旨の連絡がありました。推進委員につきましては、19名中15名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。それでは、会長よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長 　　ただ今から、令和3年4月 日光市農業委員会総会を開会いたします。はじめに本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長 　　（ 議事日程を朗読 ）

星 一 徳 議 長 　　日程第1、「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名いたします。11番増淵勝委員、1番福田絹江委員のご両名を指名いたします。

　　なお、本日の会議の書記につきましては、事務局職員の福田係長を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長 　　日程第2、「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

　　（ 「異議なし。」との声あり ）

　　異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

　　それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

星 一 徳 議 長 　　日程第3、報告第9号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

　　（ 川村光代主任挙手 ）

　　はい、川村主任お願いします。

川 村 光 代 主 任 　　総会資料は1ページから2ページとなります。報告第9号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。先月の5条申請は7件ございました。許可書につきましても7件交付いたしました。譲渡人、譲受人及び土地の所在等は申請のとおりでございます。総会審議日は令和3年3月22日。許可日および指令番号につきましては、令和3年3月22日、日農委指令第5-54号から60号までで許可書を発行しております。以上でございます。

星 一 徳 議 長 　　ただいま報告が終わりました。先月の件ではございますが、この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

　　（ 「なし。」との声あり ）

　　よろしいですか。

　　（ 「はい。」との声あり ）

星 一 徳 議 長 　　日程第4、報告第10号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

　　（ 大島尚美副主幹挙手 ）

　　はい、大島副主幹お願いします。

大 島 尚 美 副 主 幹 　　報告第8号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。総会資料は3ページから13ページまでとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所、氏名、土地の表示及び解約理由等は通知のとおりです。申請番号1番から5番が農業委員会扱いの利用権の解約、6番から23番までが日光市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

星 一 徳 議 長 　　ただいま報告が終わりました。この件につきまして何かご質問等ございましたらお受けいたします。

　　（ 「なし。」との声あり ）

よろしいですか。
(「はい。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは次に移ります。

日程第5、議案第19号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は担い手育成部会が担当しております。吉原部会長から全体説明をお願いします。

(吉原廣康農業委員挙手)

吉原廣康農業委員

はい、吉原部会長お願いします。

4月16日に担い手育成部会により現地調査を実施いたしました。その概要を説明いたします。班編成、第1班は石下富士男副部会長、小池毅委員、谷野三枝委員、星会長、事務局から沼尾事務局長、永吉副主幹です。第2班は私と齋藤薫委員、神山順治委員、岡部正一郎委員、事務局から福田係長、川村主任です。発表者につきましては、議案第19号農地法第3条の1番は谷野三枝委員、2番を小池毅委員、3番を齋藤薫委員、4番を岡部正一郎委員、議案第20号農地法第5条の1番を小池毅委員、3番を齋藤薫委員、4番を岡部正一郎委員、5番を谷野三枝委員、7番から10番まで神山順治委員、11番が石下富士男副部会長になります。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは3条の番号1番について担当委員の報告を求めます。

(谷野三枝推進委員挙手)

谷野三枝推進委員

はい、谷野三枝委員お願いします。

私は議案第19号の1番を担当いたしました。譲渡人、譲受人、申請地については申請のとおりです。位置図です。申請地は日光市大沢町地内、大沢交差点から南へ約50メートルに位置した場所です。案内図です。大沢交差点から国道119号線を南東へ50メートル進み右手に入った所が申請地です。公図です。申請地は一筆で、登記簿地目は畑、現況も畑です。契約内容は贈与です。譲受人は所有農地を適切に管理し、家族2人で水稻、季節の野菜を作付けしております。農地取得後も季節の野菜を栽培する予定です。なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

石下富士男農業委員

はい、石下富士男委員。

この案件は贈与です。労働力は二人で水稻、蔬菜、ホウレンソウ、ネギ、キュウリ、トマトなどを栽培しており耕作農地を適切に管理しております。したがって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。担い手育成部会以外の委員の方から何かございましたらお願いいたします。

(「なし。」との声あり)

田井哲農業委員

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許

可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして2番について担当委員の報告を求めます。

(小池毅推進委員挙手)

小 池 毅 推 進 委 員

はい、小池毅委員

まず、遅れてしまいまして大変申し訳ございません。それでは議案第19号の2番についてご説明申し上げます。譲渡人、譲受人、申請地については申請のとおりです。申請地は日光市木和田島地内、南原出張所から北東に約1キロメートルに位置した場所です。通称、新里街道から一本南西側の農道沿いの2枚の農地になります。登記簿地目は畑、現況は田です。契約内容は売買であります。写真のこれが西側の畑、これが東側の農地になります。譲受人は耕作農地を適切に管理し、家族1人で主に水稻を作付けしております。申請地は譲受人宅の近くであり、購入後は水稻の作付けを予定しています。説明は以上となります。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

石下富士男農業委員

はい、石下富士男委員。

この案件は所有権移転、売買です。 専業農家で、水稻、野菜、ネギなどを栽培しております。耕作農地を適切に管理しております。したがって農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

他の委員の方から何かございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして3番について担当委員の報告を求めます。

(齋藤薫推進委員挙手)

齋 藤 薫 推 進 委 員

はい、齋藤薫委員

私は議案第19号の3番を担当いたしました。御説明いたします。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は日光市木和田島地内、大沢インターから南東へ900メートルに位置した場所です。申請地がこちらです。国道119号線をインターに向かって左に入り南東へ900メートルほど行ったところが申請地になります。登記簿地目及び現況ともに田です。契約内容は売買であります。譲受人は所有農地を適切に管理し、家族夫婦2人で水稻を作付けしております。今回の申請地は、譲受人宅の近くであり、購入後は水稻を作付けする予定です。なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原廣康部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

吉原廣康農業委員
星一徳議長
田井哲農業委員
星一徳議長
星一徳議長
岡部正一郎推進委員
星一徳議長
吉原廣康農業委員
星一徳議長
田井哲農業委員
星一徳議長

はい、吉原廣康委員。
 売買により譲渡する契約ですが、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。
 担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。
 ございません。
 それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

続きまして4番について担当委員の報告を求めます。
 (岡部正一郎推進委員挙手)
 はい、岡部正一郎委員
 私は議案第19号の4番を担当いたしました。調査報告させていただきます。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。申請地は日光市小代地内、長畑の交差点から南東へ約1.2キロメートルに位置した場所です。長畑の交差点から南へおよそ1.8キロメートル進み左折をして800メートルほど進んだところが申請地となります。譲受人宅は鹿沼市板荷でありまして、申請地は日光市小代、日光市長畑と入り組んだ地域になってございます。登記簿地目及び現況ともに田です。申請地は一筆であります。こちらとこちら、現状は2枚となっております。契約内容は無償贈与であり、譲受人は所有農地を適切に管理し、家族3人で水稻を作付けしております。申請地は譲受人宅よりおよそ800メートルであり、徒歩で10分程度の所に位置しております。譲受後は水稻の作付けを予定しております。譲受人の耕作農地のほとんどが鹿沼市内ということで鹿沼市農業委員会の耕作証明書が添付されてございます。なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原廣康会長から報告願います。
 (吉原廣康農業委員挙手)
 はい、吉原廣康委員。
 申請地を贈与により譲渡する案件ですけれども、近辺は圃場整備された水田が多く田園地帯であります。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても良いと考えます。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 それでは、考証部会からのご意見を伺います。本件に関して何かございますか。
 ございません。
 それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (挙手全員)
 農業委員、挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許

可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第6、議案第20号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池毅委員。

小 池 毅 推 進 委 員

それでは議案第20号の1番についてご説明申し上げます。本申請は日光市土沢地内において、工場の敷地の拡張を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は日光市土沢地内、新里街道土沢交差点から南に300メートルのところに位置しております。登記簿地目は田及び原野です。現況は田です。周囲の状況は東側、西側、北側が田、北側に原野が入っています。南側は工場の敷地になります。現地には譲渡人、行政書士が立ち会いました。申請地は工場敷地拡張に伴う計画で杭打ちがしてありました。工場は工業用の研磨剤を作る工場ということで、排水は出ないということです。こちらに浄化槽がありますが、これは合併浄化槽で排水は浸透処理ということです。雨水については浸透槽が設けてあります。敷地の中央に昔の水路がありますが、この水路は現在、西側に付け替えになっております。御覧のとおり、敷地内は公図と違って1枚の水田になっております。北側からとった写真です。開発行為に当たるので開発許可の申請も行っているとのこと。ご審議の程よろしくお願いします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から何かありましたらお願いします。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下副部会長。

石下富士男農業委員

この案件は、工場敷地拡張を目的として転用する案件です。第2種です。この工場は研磨剤を製造する事業内容です。本所は宇都宮市となります。このようなことから周りに及ぼす影響はないと思われまますのでご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

事務局からなにかございますか。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任

川 村 光 代 主 任

現地調査当日の朝、行政書士の方から、開発行為許可申請書を提出して受理してもらいましたという写しが提出されましたのでご報告いたします。許可日はいっしょにします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条番号1番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号2番について事務局の報告を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

総会資料16ページをお開き下さい。この案件は昨年8月に農用区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用区域の除外が済みましたので5条申請がありました。なお、4月13日に事務局の方で現地を撮影してきましたので、現況につきましては後ほどご覧いただきたいと思えます。貸人、借人、申請地等は申請のとおりです。位置図ですが、申請地は猪倉小学校から西へ約1.7キロメートルの所に位置しております。案内図です。今市消防大沢分署から市道猪倉方面に600メートル程進み、右折して1キロメートル程進み、さらに右折して70メートル進んだところが申請地です。公図です。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は北側が宅地、東側は宅地と赤道、西側は農地、南側は市道となっております。土地利用計画図です。申請人は現在宇都宮市内の賃貸住宅に妻と子どもの3人で暮らしております。当初は実家の両親と同居を予定しておりましたが、同居するには狭く、さらに老朽化が著しいため、建て替えが必要となります。しかし祖母が自宅解体に難色を示したため実家住宅敷地の隣接地に農家住宅を建築することとしました。敷地内に105.65平方メートルの平屋建て住宅と3台分の車両駐車スペース、及び種苗用ビニールハウス2棟を設ける計画です。給水は市の水道を利用し、生活排水は、合併浄化槽処理後、西側水路へ放流いたします。雨水は敷地内にて自然浸透処理します。総事業費は自己資金及び融資で賄い、建設業者への新築工事代金の一部とする領収書、金融機関の事前審査結果通知が添付されております。写真は進入路となる農地申請地でございます。こちらが居宅、駐車スペース、ビニールハウスを建てる計画の所です。写真は4月13日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上です。

星一徳議長

ありがとうございます。この件について、皆さんからご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思えます。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決を行います。5条番号2番についてですが、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号2番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(齋藤 薫委員挙手)

はい、齋藤主任。

齋藤薫推進委員

議案第19号の3番を担当いたしました。ご説明させていただきます。日光市根室地内において売買を目的として転用する案件でございます。申請地は大沢地区センターより1.3キロメートル進んだところですが、登記簿地目及び現況は畑です。周囲の状況は、東側は住宅、西側は畑、南側にスポーツセンターへ行く道路があり一段高くなっております。北側は市道です。現地では行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内自然浸透処理します。このようなことから周囲に及ぼす影響はないと思えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

星一徳議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

吉原廣康農業委員

はい、吉原部会長。

申請地に一般住宅を建築するために転用する案件ですが、住宅地としては条件に沿った良い土地だと思います。周りに及ぼす影響はないと考え許可相当と思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。

星一徳議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号3番について、担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲農業委員

ございません。

星一徳議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。5条番号3番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号3番は、この原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳議長

続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(岡部正一郎推進委員挙手)

岡部正一郎推進委員

はい、岡部推進委員。

私は議案第20号の4番を担当いたしました。調査の結果をご報告いたします。本申請は日光市明神地内において太陽光発電の設置を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。申請地は日光市明神地内。板橋の交差点から南西500メートルに位置したところです。板橋交差点から明神・長畑方面へ600メートル進み左折をして70メートルほど進んだところが申請地です。登記簿地目及び現況ともに畑です。周囲の状況ですが、東側は原野と畑、北側が畑、西側は宅地そして畑、南側は畑です。現地には行政書士が立ち会いました。申請地を太陽光発電設備に利用する計画で杭打ちがしてありました。ソーラーパネル328枚を設置する計画で、発電出力は49.5キロワットになります。土地利用計画図で示されているように南側の面と北側から東側の一部は境界未確定ということで示されてございます。北側の畑と東側の一部畑の所有者はすでに亡くなっており、相続権者は現在のところわからないということでございます。南側の畑の所有者もすでに亡くなっておりまして相続権者はわかっているということでした。手紙等によりまして立ち会いのお願いをしたところですが、なんの返答もなかったため、直接お会いしてお願いをしましたが、応じていただけなかったという説明でございました。こちらの畑の相続権者の方は作物を作付けしていませんが、草刈り等の管理はしているという話を聞いてきたという行政書士のお話でした。境界線、又面積を割り出すにあたり、三斜法という測量の仕方でも算出したとのことでした。三斜法というのは、こういった多角形の所を三角形に分割をいたしましてそれぞれの底辺と高さを測量し図面にして三角形の面積を求めすべてを加算して総面積を計算するということだそうです。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理ということでした。日照については問題ないというふうに見てまいりました。施工する際には、境界未確定ということで幾分中に入る形で施工するという説明でした。雨水の流れ等でトラブルがおこらないように施工するようですねというお話はしてまいりました。譲受人は平成26年設立の資本金9千万円の株式会社になります。太陽光発電を始めとする自然エネルギーシステムの企画・開発・設計・施工・販売、電気工事・改装工事・土木工事の請負・設計・施工をする株式会社です。費用については自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。私からの報告は以上になります。ご審議の程よろ

しくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原廣康農業委員

今詳しく説明していただいたとおりですが、周りに及ぼす影響はないということで許可してもいいのではないかと思います。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号4番について、担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

はい、事務局。

川 村 光 代 主 任

境界立ち合いをしてもらえなかったという理由書を提出していただきました。境界すれすれにパネルを並べるのではなく、境界からかなりスペースをとってパネルを設置するらしいので、日照等も問題ないし事務局としては大丈夫かなと思って申請書を預かりました。以上です。

星 一 徳 議 長

ほとんどが境界協定ないんですよ。1メートル80セットバックでいいんですか。大丈夫ですか。

川 村 光 代 主 任

はい。

星 一 徳 議 長

他の委員の方でなにかありましたらお願いします。

(神山順治推進委員挙手)

はい、神山委員。

神山順治推進委員

各ポイントにはコンクリート杭が打ってありました。

星 一 徳 議 長

古いんですか。

神山順治推進委員

古いですね。業者が三斜法で算出したら若干ずれがあるんですが、ほぼほぼまちがいないということです。

星 一 徳 議 長

地籍調査はやってないんですか、谷野さん。やってないんですよ。地籍が入れば境界協定結んでいくから。

考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番についてですが、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号4番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号5番について担当委員の報告を求めます。

(谷野三枝推進委員挙手)

はい、谷野推進委員。

谷 野 三 枝 推 進 委 員

私は議案第20号の5番を担当いたしました。本申請は日光市瀬尾地内において一般住宅を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。位置図ですが、今市第二小学校から北へ1.3キロメートルに位置します。案内図です。今市第二小学校から県道栗山・今市線を北へ1.3キロメートル進んだ右手が申請地となります。こちら公図です。この土地は登記簿地目は畑、現況も畑です。囲の状況は東と南側が畑、西側は畑と道路、北側は宅地です。土地利用図です。現地には譲渡人と行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画で杭打ちがしてありました。申請人は家族3人でアパートに住んでいて子供の成長とともに手狭になったため、また両親も高齢のため、今後介護を考慮し申請地を買い受け住宅敷地として利用した

く、申請いたしました。敷地内に95.23平方メートルの平屋建て住宅を建築する計画です。取水は公共の上水道を利用し、汚水・雑排水は公共下水道に接続し処理します。敷地内は砂利敷とし雨水は敷地内浸透処理といたします。総事業費は融資を受けて賄い、金融機関の事前審査結果が添付されております。なお申請地の一部を舗装し、自宅への進入路として利用していたため始末書が添付されております。以上の事から周りに及ぼす影響はないものと考えまので、ご審議の程宜しくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下副部会長。

石下富士男農業委員

この案件は一般住宅に利用することを目的として転用する案件です。何ら問題はないとの部会の統一見解です。したがって周りに及ぼす影響はないと思われるのでご審議の程よろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号5番について、担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番についてですが、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号5番は原案のとおり『許可』することに決しました。

星 一 徳 議 長

続きまして、番号6番について事務局の報告を求めます。

(川村主任挙手)

はい、川村主任。

川 村 光 代 主 任

この案件につきましては、昨年8月に農用地区域の変更妥当ということで決定を受けた案件です。今回、農用地区域の除外が済みしましたので5条申請がありました。なお、4月13日に事務局の方で現地を撮影してきましたので、現況につきましては後ほどご覧いただきたいと思っております。譲受人、譲渡人、申請地等は申請のとおりです。位置図ですが、申請地は猪倉小学校から北西へ約500メートルの所に位置しております。案内図です。猪倉小学校から市道を北西へ400メートル程進み、右折して60メートル程進み、さらに左折したところが申請地です。公図です。2筆とも登記簿地目、現況ともに田となっております。周囲の状況は北側が山林、東側は農地、南側は山林と宅地、西側は山林と農地となっております。土地利用計画図です。申請人の●●株式会社は東京都中央区日本橋に本店をおき陳列器具・インテリア商品の生産及び販売を主な業務とする資本金3億5,600万円の株式会社です。敷地内に2万1991平方メートルの工場及び倉庫を設ける予定です。雨水・排水対策として敷地内に洪水調整池を設置いたしまして許可放流量で流下いたします。汚水処理方法は施設内の処理槽で処理後、蒸発散方式といたします。総事業費は自己資金で賄い、金融機関の残高証明書が添付されております。写真は4月13日に事務局で撮影したもので、現地は特に変化がないことをご報告いたします。以上です。

星 一 徳 議 長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について、ご意見ご質問をお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田井哲 農業委員
星一徳 議長

ございません。

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号6番については、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

星一徳 議長

次に日程7番についてですが、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事の参与の制限」の規定を準用し、21番、福田重勝委員の退席を求めます。

(福田重勝委員退席 午後3時14分)

星一徳 議長

担当委員の報告を求めます。

(神山順治推進委員挙手)

はい、神山委員

神山順治推進委員

私の方から7番を説明させていただきます。7番から10番につきましては同じ案件ですので、7、8、9、10と一括して説明させていただきます。説明につきましては、先程、川村主任がほぼほぼ説明してくれましたので、私の方からは川村主任が説明した以外の部分を若干触れさせていただきたいと思えます。これが公図ですが、6番が川村主任がお話したところで、7番から10番が私が説明する農地転用の案件です。7番の南側が市道、新里街道です。登記簿地目は田・畑・原野・山林、現況が田・畑です。田が3,038平米、畑が5,182平米。これは6番も含めてです。6番から10番までが延べ10筆、8,220平米今回の転用の対象となります。全体の開発面積は約4万6,000平米であります。立ち合いの関係ですが、現地には譲渡人の方々、譲受人の会社ですが物流担当の責任者、それから開発設計会社の方、測量会社の方が立ち会っております。それと農地の部分につきましては杭打ちがされてきました。特に現況の水路がこのあたりを流れているんですが、1,500のボックスカルバート約320メートル使って迂回させるということです。水利関係につきましては水利組合関係の役員の方とは何回か話し合いを持っておられるようです。また、今月の28日には水利組合の関係者に対して水利の説明会を開催するということがあります。先ほど川村主任が細かく話していただきましたように周りに及ぼす影響はないと思われまのでご審議のほどよろしく願います。

星一徳 議長
川村光代主任

ありがとうございます。事務局の方であれば。

これに関しては全部一つの事業ということで、8,220平米という面積ですので、28日の常設審議委員会で説明してまいりますのでよろしく願います。

星一徳 議長

それでは、現地調査後の検討・協議結果について吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原廣康農業委員

今回4万6,000平米ですが、全体で14万平米ということで、壮大なスケールの工場ですが、地域にも用水路の整備、その他で貢献しております。環境にも配慮し、周りに及ぼす影響はないと考えますので許可相当と思えます。ご審議の程よろしく願います。

星 一 徳 議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号7番から10番について、担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員 このこの社長は高速道路の周辺、バイパスから見える所という考えを持っているようです。また、農地転用のこの辺りは、放っておけば、大体、耕作放棄地になるだろうと言われる所でもあります。新里街道の左側の●●さんの所からその下がずっとです。

星 一 徳 議 長 それでは質疑を終結し、一括で採決を行います。番号7番から10番についてですが、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号7番から10番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田重勝委員に着席を許可いたします。

(福田 重勝委員着席 午後3時23分)

星 一 徳 議 長 次に番号11番について担当委員の報告を求めます。

(石下富士男農業委員挙手)

はい、石下委員

石下富士男農業委員 それでは説明をさせていただきます。議案番号第20号の11番を担当いたしました。本案件は日光市鬼怒川温泉大原地内において資材置場を目的として転用する案件でございます。位置図ですが申請地は鬼怒川温泉大原地内、東武鉄道鬼怒川線、東武ワールドスクウェア駅より南の方へ約250メートルに位置しております。案内図で国道121号線、通称、会津西街道、この信号機より市道80メートル入った所に申請地がございます。公図ですが登記簿地目は田、現況は畑であります。周囲の状況は東側が市道、西側が水路、南側は畑、北側は宅地と畑です。土地利用図をお願いいたします。現地には譲受人、行政書士が立ち会いました。申請地には資材置き場に利用する計画で杭打ちがされておりました。申請地には砂利が引かれているため始末書が添付されております。周辺農地の被害防止対策でございますが、隣接農地との境界付近に玉石、それと石積を設置し土砂の流出を防ぐということです。雨水は敷地内自然浸透処理、13メートル80の入口があるんですが、この道は砂利が敷いてあり、始末書が添付されております。以上のことから周りに及ぼす影響はないと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長 ありがとうございます。

それでは、現地調査後の検討・協議結果について吉原部会長から報告願います。

(吉原廣康農業委員挙手)

はい、吉原部会長。

吉原廣康農業委員 申請地を資材置き場に転用する案件で、砂利が敷いてあり始末書が添付されております。周りに及ぼす影響はないと考えます。

星 一 徳 議 長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。番号11番について、担い手育成部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

星 一 徳 議 長

それでは、考証部会からのご意見を伺いたいと思います。本件に関して何かございますか。

田 井 哲 農 業 委 員

ございません。

星 一 徳 議 長

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号11番についてですが、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、5条番号11番は原案のとおり『許可』することに決しました。

最後の写真をお願いします。小池さんが見つけたんですが、隣は農地で同じ人が所有しているということです。

川 村 光 代 主 任

そのようなことがあっても転用を許可しないということにはならないと思います。その辺一帯は●●ができたときに駐車場としてお客さんに貸していたということです。なんでその人のうちだけといわれまいようにと考えるとどうしたものかと。

星 一 徳 議 長

指導はするんですか。

川 村 光 代 主 任

指導はしたいと考えます。

星 一 徳 議 長

日程第7、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

大 島 尚 美 副 主 幹

はい、大島副主幹。

議案第21号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議をお願いするものです。今月は所有権移転及び利用権設定の案件がございます。ではまず、所有権移転の案件になります。総会資料は19ページとなります。今月の所有権移転の件数は1件です。譲渡人・譲受人の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は20ページから31ページまでになります。件数は23件、面積合計は107筆で132,743平米となります。内容は申請番号1番及び2番が農業委員会扱いで、3番から23番までが日光市農業公社扱いの案件となっております。設定をする者（貸人）・設定を受ける者（借人）の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

ありがとうございます。説明が終わりました。はじめに賃借権設定（総会資料P21）の3番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、5番高橋久美子農業委員の退席を求めます。

(高橋久美子農業委員退席 午後3時35分)

星 一 徳 議 長

3番について審議をしたいと思います。この件について何かご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第21号のうち、賃借権設定の3番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、賃借権設定の番号3番については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。高橋久美子農業委員の着席を許可いたします。

(高橋久美子農業委員着席 午後3時36分)

星 一 徳 議 長
高橋久美子農業委員

なんで、このようにしたんですか。

事務局の方が分かっていると思いますが、農業者年金の関係で、貸してくださる方は92歳で、夫は60歳以上なので、夫と契約すると貸してくださる方の年金額が減ってしまうとのことなんです。

星 一 徳 議 長
大島尚美副主幹

若い人に担わせないとだめなのですか。

経営移譲年金を受給している方が利用権で貸す場合、担い手及び後継者がいるとか、おそらく利用権で貸す場合は60歳未満の方でないと要件を満たさないということなので。

高橋久美子農業委員

息子もいっしょにやっているものですから、息子の名前で契約させていただきました。

星 一 徳 議 長

80歳過ぎの人でも土地を借りてやっている人もいるのだから、これは、是正するように農政活動でやったほうがいい。

星 一 徳 議 長

次に賃借権設定の3番以外の残りの案件について、審議いたします。

この件に関しましてご質問等がございましたらお受けいたします。

星 一 徳 議 長
大島尚美副主幹

●●さんというのは農業者年金なのですか。

一度●●さんの方で解約をして、●●さんが契約を結びなおしているものがあるんですが、これは先月鯉沼の方で説明をした内容にもつながるのですが、特に年金は絡まないんですが、経営主の変更をしたい、耕作者を変更したいという話がありまして、その場合、3条の申請でなく経営主の変更届でいいだろうということでお話させていただきましたが、ただ利用権つきましては、経営主を変更する以上、お父様が契約をするのではなく息子さんと契約をし直すということが必要になるので、今回解約と新規の利用権設定が出てきております。

星 一 徳 議 長
大島尚美副主幹

●●さんは経営主でなくなるんですか。

はい。やるのはやるんでしょうけれども、経営は息子さんに譲るということと農協の手続きとかすべてやるということになっております。

星 一 徳 議 長

他にご質問が無ければ質疑を終結し採決いたします。議案第21号、賃借権設定の3番以外の残りの案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第21号「農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」の賃借権設定の3番以外の残りの案件については、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

星 一 徳 議 長

日程第8、議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美副主幹

議案第22号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。

本議案については、基盤強化法第18条第1項の規定による農用地利用集積

計画について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の(1)の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために審議を求められています。総会資料は32ページから36ページまでになります。件数は8件で、面積合計は23筆で41,639平米となります。設定をする者(貸人)・設定を受ける者(借人)の住所、氏名及び土地の表示等は申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

星 一 徳 議 長

説明が終わりました。委員の皆さんからご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので、質疑を終結し採決いたします。議案第22号は、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、議案第22号は、この原案のとおり『決定』することに決しました。

(江連一彦委員挙手)

はい。どうぞ。

江 連 一 彦 農 業 委 員

さっきの●●株式会社の件ですが、面積が、4万6,000平米と言っていましたよね。面積からすると県の事前協議は必要になるのでしょうか。必要があるとすれば状況はどのようになっているのでしょうか。

星 一 徳 議 長

調べます。県の事前協議は多分5町歩だと思います。これは4.6町歩。ぎりぎり抑えているんだと思います。川村、調べといてください。来月報告しないと。

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年4月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後 3 時 46 分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

1 1 番 委 員

1 番 委 員